

令和3年度 岐阜県地方改善促進審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年3月28日（月）15時00分～16時20分
- 2 場 所 岐阜県議会西棟 第一会議室
- 3 議 題
 - (1) 会長選出
 - (2) 会長職務代理者の指定
- 4 報告事項
 - (1) 令和3年度「人権に関する県民意識調査」の結果について
 - (2) 令和3年度同和問題解消に向けた啓発活動等について
 - (3) 令和4年度同和対策関係予算の概要について
- 5 議事要旨
 - (1) 岐阜県地方改善促進審議会設置条例に基づき委員の互選により会長を選出
 - (2) 岐阜県地方改善促進審議会設置条例に基づき会長が会長職務代理者を指名
- 6 報告事項（1）に関する質疑、発言要旨

（委員） 男女比率で、女性に多くアンケートを取られた理由はなぜか。

（事務局） 結果的に回答いただいた数が、女性に多くなったということ。

（委員） 調査結果から、今後における具体的な県の施策に対する方向性が少し見えた感じがした。
「部落差別解消推進法の認知度」について、法律の内容や存在、若しくはその内容を含めて、「知らない」という方が過半数を超えている。まだまだ具体的な啓発、若しくは、いろんな説明を積極的に岐阜県民全体の方にする必要があると思う。ただ、法律の存在等を知ったからと言って、すぐ解消の方向に行くとは限らない。心の中に溜まっているヘドロのような差別意識というのを、少しでも、自らの力で解消するように、県としては具体的な施策を工夫いただく必要があると思う。

その他で2点、気になっていることがある。

特に今回だけの問題ではないが、年代別の「同和問題の認知度」について、これを見ると学校教育によって、昔、私たちのときに比べると、学生さんに対して同和問題を積極的に教えるという体制が整っているの、若い方は、その知識をもっている、考える時間の機会だけはもっていると思う。ただそれでも聞いたことが無いとの回答が、10代もしくは20代、さらには30代と、つい最近、教育を受けたばかりの方のはずが、3割前後もいることから、学校教育における具体的な啓発・教育の方法を考える必要があると感じた。

もうひとつは具体的な施策の問題。やはり県として、講演会のような形式、一方的な話を皆さんに聞いていただくということが啓発のメインになると思うが、そのときに参加される方は、自発的にいらっしゃる方や興味がある方、若しくはすでに知識をかなりもっている方という傾向が強い。本当は知識をあまりもっていない、若しくは差別意識が残念ながらどこかにわだかまりとして持っているような方は、せっかく県が企画しても参加がなかなか難しい。そうした本当は聞いてほしい方に、どのような形で啓発活動をするのかということ、この統計結果を含めて、今後、方法について検討いただく必要があると思う。

「同和問題を解消するための教育・啓発に関する認識」で、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」という、今の啓発の方法に違和感をもつ、若しくは、若干の反発をもっているかもしれない方が、28.5%とかなりいることから見ると、やはり、県がこれから推進していく啓発活動の内容、方法、対象については、さらにいっそう工夫をいただく必要があると感じた。

(事務局) 委員から指摘のとおり、今やっている啓発は、やはり意識が高い方、あるいはもともとそういうことに理解がある方が、講演会や研修会に足を運ぶという傾向がある。そういう方々だけでなく、逆にそういった知識を得ていただきたい、知っていただきたい方に啓発をするということで、人権に関するフェスティバル、あるいはもともと人権という色がない農業フェスティバルとか、そうした一般の方が集まるイベントでブースを設けて啓発をする、あるいは、出前講座で、いろんな場に出向いて研修をさせていただいている。

最近では、商工関係団体などを回り、企業の方から、新入社員だとか、あるいは一般社員についても、研修を受けさせるというような機運が出てきている。

新しい指針のなかで、そういったところも具体的に盛り込みながら、興味・関心をあまり持っていない方に対する啓発・周知を考えていきたい。

7 報告事項(2)、(3)に関する質疑、発言要旨

(委員) 特に範囲の広いことだが、インターネット上でどんな差別的なことがあるのか。

今年、水平社宣言から100年ということで、これまでの部落問題解決のために、団体として頑張ってきたことや、今に繋がる取組みのことなども新聞記事に出ている。先ほどの話にあったように、部落差別とか、言葉自体の重みも分かっていない人が多いという中で、いじめや性に関するSNSの被害者など、さまざまな人権問題に毎日のように心を痛める現状がある。人権の最初の宣言である水平社運動から100年ということで、担当者は、どんなふうに対応しているのか。インターネットも、1週間に1時間程度モニタリングをして削除しているということだが、他の県では、職員が毎日1、2時間実施しているという記事も出てくるが、岐阜県の現状はどのようにみているのか教えていただきたい。

(事務局) インターネット上のモニタリングについては、当県の人権啓発指導員が、週に1時間程度実施している。

今年の9月、差別書き込み等に関する訴訟の判決がでたところであり、やはりそうした全国的に大きなニュースが出たタイミングで、書き込みの数が増えたり、書き込みのスレッド

の盛り上がり具合が増してくる傾向があると感じている。また、モニタリングしている書き込みの掲示板について、書き込みが集中する掲示板もあり、また、散発的に例えば同和地区名等の書き込みがあるとか、あるいは、真偽不明ながら、同和地区と関連付けていろいろな著名人、芸能人の名前を書き込むであるとか、そうしたものが散見されることもある。

今年度11件、法務局に削除要請をしたが、集中的に書き込みが盛り上がりを見せるような掲示板等については、より慎重に、継続して見ている。そういった書き込み、掲示板について、同和地区名の表示とか、誹謗中傷の度合いがかなりひどいものについて、法務局に削除要請をする対応をとっている。また、法務局からは、削除要請したものについて、順次、対応していただいていると聞いている。実際に今年度削除要請したうち、2件は削除されていることを私どもで確認している。

(委員) 現場の方の仕事のことがよく分からなくてお尋ねした。他の県では、20県ほどが連携を取りながら、特に九州では、いろいろと幅広くやっているという。岐阜県の場合は、1週間に1回、1、2時間ということ、本当に少ないのか、まだ、いろいろ取り組んでいけば、もっと件数が多くなるのかということも含めて、要望ですが、他の県でやっていることを、連携を取りながら、岐阜県はこれでいいのか、この数は本当の現状なのかどうか、他の県の動きをみていると、もう少し厳しくとか、もう少し頑張ってもらいたい必要があるのではないかと思う。お答えはいいが、この一年間、ちょっと今までと違った感じで、もっとあるんじゃないかというようなことで頑張ってもらいたいです。

(事務局) 先ほどの意識調査の結果の報告などにもあったように、やはり、ずっと取組みを進めてきてはおりますが、なかなか一般の方々の意識の中で、こうしたことが払拭できない。これは同和問題に限らず、人権課題すべてについて言えることで、特効薬とか即効薬があるわけではないので、地道に少しずつ、私どものできることを取り組んでいくことと考えている。

(事務局) 人権啓発指導員2名が携わっているが、他県において、そういった取組みをしておられるところがどんな状況なのかといったこともお聞きし、できることは我々もしっかりと取り組んでまいります。

(委員) モニタリングについても、他県と比べるとまだまだ岐阜県は少ない。削除要請も少ないと思うし、まだまだ地区名なんかも未だに出ているという現状があるということも、皆さんに知っていただきたい。

県民の意識を同和問題にどう関心を向けさせるかというために、部落差別解消推進法が2016年にできて、もう6年が経っているが、未だにこれくらいの結果だという意識。部落差別解消推進法の具体化ということで、県民のお皆さんにも、県に対しても、岐阜県にも人権宣言・人権条例を、是非作ってほしいということ、団体として望んでいる。他県ではもう100を超える市町村、県単位でもできているところもある。だから、岐阜県もそういう人権条例・人権宣言に向けた取組みをしっかりと、人権条例をぜひ成立させていただき、そうすると、県民の皆さんの意識がぐっと上がると思う。

そうした意味から、いろいろな報告もありましたが、例年とそうあまり変わらない方法でずっときているというのが現状だと思う。特に今回新しいとかというのは無いと思う。部落差別解消推進法ができて6年の今、これからどうするかということを考えると、今言った宣

言・条例も、私たち全国の仲間が各市町村で交渉しており、そういうふうになると意識が向上すると思う。皆さん、もし意見がありましたら、意見を聞かせていただきたいと思う。

(事務局) ちょうど今、岐阜県人権施策推進指針を令和4年度までとして、取り組んでいる。委員からご指摘もありましたが、次期の人権施策推進指針、こちらを来年度、しっかりとつくっていく中で、指針の中でどのくらい明確化を図っていけるか、こういったことも含めて、条例という手法も提案いただいたが、そういった手法が本当にいいのかといったあたりも含めて、いろんな議論をさせていただければと思っている。そうした中で、たくさんご意見、ご助言をいただきたい。

新しい取組みも、部落差別解消推進法ができてから一定の年数を経過しており、先ほどもインターネットのところで申し上げたが、他県における取組状況、こういったものもしっかりと踏まえ、岐阜県において何ができるのかといったことも含めてしっかりと対応してまいりたい。

(委員) 問題解消に向けた啓発活動等について、人権問題研修会、行政職員を対象として実施し、同和問題の歴史について、170人の方が勉強していただいたと。これらについて、参加された職員の皆さん方の反応というか、職員の方、学校の先生、それぞれも理解はしているが、今一步歴史がどうであったか、またどういう問題が出てきたかということが、分かっている分からない。正しいことを正しく伝えていく、そういうことが一番大切であろうと思う。聴講された職員の方の反応は何かあったのでしょうか。

(事務局) 人権問題研修会は、11月15日にZoomミーティングを使い、オンラインで開催した。170名の方から申込みをいただき、57%の方からはアンケート回収をしている。

その中で、「参加してよかったか」については、多くの方から大変理解が深まったということで、「深まった」66%、「大変深まった」25.8%と、9割近い方が、この研修会で「理解が深まった」とご回答いただいた。

また今回の研修会の参加によって、「今後どういった行動をしようと思いましたか」については、42.9%の方が「関心をもって、差別をしない」と回答をいただいた。また「知識や勉強になりました」と32%の方が回答をしたほか、「職場や家庭での話し合いをしていきたい」との回答が18.6%と、参加者からは、この研修会をきっかけにして理解を深め、またそういった差別をしないという気持ちを新たに、周りの方にしっかりとこの問題について話をしていきたいと回答いただいている。

(委員) こうした問題は、一番大切な根本的な問題であり、これからも機会を捉えて、より大勢の人にこういう機会を与えていただきたい。